

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
10月12日  
(金曜日)

## 目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………一

解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)……………一

保安林予定森林(長門市)(森林整備課)……………一

道路の区域の変更(道路整備課)……………二

道路の位置の指定(建築指導課)……………二

○公告

液化石油ガス販売事業者の認定(消防保安課)……………二

岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………三

契約の締結(物品管理課)……………三



### 山口県告示第三百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 形質変更時要届出区域

防府市大字江泊字三舁二五五八の一の一部、二五五八の五、二五五八の六の一部、

二五六〇の一の一部及び二五六〇の二の一部並びに字榎屋二五五〇の一の一部、二五五〇の二の一部及び二五五〇の四の一部

二 特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

### 山口県告示第三百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除予定保安林の所在場所
- 大島郡周防大島町大字平野字小浜一〇五五九の一三、一〇五六一の一五
- 二 保安林として指定された目的
- 魚つき
- 三 解除の理由
- 道路用地とするため

### 山口県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 長門市油谷河原字洗川一〇六九六の三、一〇六九七の三
- 二 指定の目的
- 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (一) 立木の伐採の限度
  - (二) 次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。〕

### 山口県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
 路線名 四辻停車場線  
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
山口市鑄銭司字伊勢ノ本五七〇の四地先から同市鑄銭司同字五七〇五の一地先まで	最狭 二二・三・四 最広 二五・六	最狭 三三・四 最広 三六・二	二二・二	

道路の種類 県道  
 路線名 美祢菊川線  
 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		

下関市菊川町大字下保木字来瀬二九五の一地先から同市菊川町大字上保木字吉次八四六の一地先まで

新	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	指定年月日
	最狭	最広		
	三九・〇	四一・〇	一、五〇一・一	
	三七・九	三九・〇	一、四二三・二	

### 山口県告示第三百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地

下松市南花岡五丁目一三五七の二三	幅員 (メートル) 四・九	延長 (メートル) 五・〇	二〇・二	平成三〇、一
------------------	---------------------	---------------------	------	--------



### (二二三) 液化石油ガス販売事業者の認定

次の液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十五条の六第一項の認定をしました。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所	認定基準	認定年月日
全農西日本エネルギー株式会社	山口市佐山二二〇〇の一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条第二号に掲げる基準	平成三十年十月一日

(二三四) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成三十年十一月六日（火曜日）午後二時

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する岩国都市計画道路三・五・二十八藤生線

次のとおりとする。

(二) 変更する岩国都市計画道路三・二・四十二岩国南道路線

次のとおりとする。

(三) 追加する岩国都市計画道路三・六・四十六藤生長野線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成三十年十月三十日（火曜日）

までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成三十年十月三十日までの消印のあるものに限り、

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五号

岩国市都市建設部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(二三五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年十月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年九月二十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士ゼロックス山口株式会社 山口市小郡黄金町四番一号

六 落札金額

五千二百二十九万五千九百六十五円

七 入札公告日

平成三十年八月十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

購入

平成三十年十月十二日  
印刷発行

(三)  
落札方式  
最低価格

発行人  
所

山口県  
知事  
庁